

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

本日の出席議員数は、10 名であります。
よって、会議の定足数に達しております
ので、これより本日の会議を開きます。
(午前 10 時 01 分)

《一般質問、答弁》

◇議長 西田時雄

日程第 1、一般質問を行います。
発言の通告が参っておりますので、順次
発言を許可します。
5 番 宮崎 稔君。

◇5 番 宮崎 稔

はい、議長。
6 月議会定例会におきまして、一般質問
の機会をいただきましたので、職員の働き
方改革とサービス残業撲滅に向けて、質問
をさせていただきます。
私がこのテーマで一般質問をさせて頂く
のは今回で 4 回目になります。私がこのテ
ーマに取り組むようになったきっかけは、
この役場内で無給で長時間残業をさせられ
て苦しむ職員がいることが分かったからで
す。この長時間残業により、体調不良や私
生活にも影響が出たということです。
又、サービス残業や何の改善策も取られ
ない組織体制に嫌気がさして、真剣に転職
を考える職員もいたということです。
こんな職場環境では上司と部下の信頼関係
も崩れ、いい仕事はできません。人を育て
ることもできません。いい人材が離れ、新
しい人材も集まらない魅力の無い組織とな
ります。結果として町もよくならないと考

えたからです。

このような労働環境の改善にどのように取
り組んでいくのかについて、3 問お伺いし
ます。

1 点目は、勤務時間の実態把握について
お伺いします。

最初に申し上げたような長時間残業がな
ぜ誰にも気づかれずに行われたのでしょうか。
私は、部下が毎日何時まで仕事をして
いたのかを上司が把握する手段もなく、改
善処置も取れなかったからではないかと思
っております。

その対策として町では、令和 5 年 4 月より
勤怠管理システムを導入し、個々人の出勤
時刻と退勤時刻から勤務時間や時間外勤務
時間を把握し記録できるようになりました。

しかし、3 月議会の委員会で、退勤時刻
から見た時間外勤務時間、つまりサービス
残業も含む残業時間は集計されていないと
のことを伺いました。これでは、サービス
残業で長時間労働している職員を発見でき
ないのではないのでしょうか。通常は退勤時
刻までが勤務時間であり、定時後も残る場
合は退勤時刻までが残業時間であると考え
られます。残業時間の上限値を超えていな
いか、過労死ラインを超えていないかなど
をチェックし、職員を過重労働から守り、
健康に配慮した働き方ができるようにする
ことが勤怠管理システム導入の第一の目的
であるはずですが、勤怠管理システムの適切
な運用や活用について再検討が必要ではな
いと思いますが町のお考えをお伺いしま
す。

2 点目は、サービス残業解消の取り組み
について伺います。

職員が時間外勤務をする時は上司に事前申請して許可をもらって残業することになっています。

しかし、冒頭申し上げた事例では職員は事前申請せずに残業していましたので、時間外勤務手当が無支給となっています。事前申請の有無に関わらず、残業すれば手当が支給されるのは当然のことです。このような無支給をどのようにして防いでいくつもりでしょうか。事前申請してないから手当が支給されなくても当然と考えるのではなく、管理方法に問題があったからではないかと考えて、再発防止策を取る必要があると思います。

又、現在、時間外勤務手当が支給されている残業時間は、役場職員1人平均、ひと月に約4時間と伺っています。皆さん非常に多忙の中、この4時間が本当に行われている残業時間の全てなののでしょうか。実際には多くの残業が行われていて、見えていないサービス残業もあるのではないかと伺っています。サービス残業の実態は勤怠管理システムの退勤時刻から集計できるはずです。勤怠管理システムを活用することによりサービス残業の実態把握とサービス残業から職員を守る管理方法を構築すべきではないかと思っています。

サービス残業は残業をさせて手当を支給しない違法行為です。解消しなければいけないということは町でもご認識されていると思いますが、どのように取り組んでいくのかをお伺いします。

3点目は、なぜ現状を変えようとしなののかについて伺います。

働き方改革では勤務時間の実態把握やサ

ービス残業撲滅は最も基本的なことです。しかし、これまでの町の対応を見ていますと、現状を変えたくないという強い意志を感じます。

過去の答弁で副町長は意識改革が重要だと言われました。その意識改革とは旧態依然とした考え方から脱皮し、職員を守るという観点でフラットなものの見方・考え方ができるようになることだと私は思います。今の職場環境に危機感を持って、町長が改革方針を示せばすぐに変えられることではないでしょうか。

管理職の皆さんもなぜ変えようと声をあげ、行動を起こさないのでしょうか。なぜ町長に進言していかないのでしょうか。時代の流れを読み、変化に柔軟に素早く対応していける組織体でなければ生き残っていきません。

町長には強いリーダーシップを発揮して頂き、トップダウンで現状打破と改革を進めて行って頂きたいと思います。町長のお考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

お答えします。

今程は、宮崎議員から、無給で長時間残業を強いられて苦しむ職員がいることが分かったというお話がございました。

私は5月、10月、2月の年3回、職員面談を行っています。つい、先月5月にも、令和6年度の新体制がスタートして1カ月

余ということで担当業務の目標や職場環境、体調面の状況などを中心に期首面談を行いました。

その際、サービス残業で苦しんでいると訴える職員はいませんでした。宮崎議員に、苦しみを打ち明けられても、副町長の私には打ち明けられない職員がいるのでしょうか。もし、そうであれば、議員からその職員に対して副町長の私にも打ち明けるようにお伝えいただければありがたいと思います。

また、議員からサービス残業に対する改善がなされない組織に嫌気がさして、真剣に転職を考える職員がいたとのことですが、面談ではそんな話も一切ありませんでした。

そして、今の状況では、新しい人材も集まらない魅力のない組織になるとのご懸念を示されておりますが、ご心配には及ばず、新たな人材も確保できています。

町では、昨年度から年間 30 数万円の費用をかけて勤怠管理システムを導入しています。このシステムでは、勤務時間終了後の退勤時刻までの時間の積上げ計算までは行えず、私自身がデータをエクセルファイル等に取り込んで、積上げ計算をすることになりますが、残念ながら私には、それほど時間に余裕がある訳ではございません。

他の市や町では年間 400 万円以上の費用をかけて勤怠管理システムを導入しているところがありますが、そのシステムであれば、積上げ計算もできるかと思います。

ただ、年間 400 万円余もあれば職員一人を新たに雇用できる金額でもあり、職員数 50 人余の小規模な川北町には、そのような立派なシステムの導入は必要ないと判断して

いるところであります。

終業時間を超えた時間の積上げ計算はやりませんが、職員の日々の出勤や退勤時刻のチェックは行っており、特に退勤時刻が遅い場合は所属長に対して状況の確認を行い、その職員に過度の負担がかかっているようなら、所属長や周りの職員が手伝うとか、事務分担を見直すよう指示を出しています。

そして、職員に対しては、残業に対する考え方をまとめた文書を作成し、ワークライフバランスのとれた生活を送るよう求めています。

また、時間外勤務の業務として認められれば、時間外勤務手当も支給するよう指導しており、時間外勤務手当の予算が不足すれば補正予算等で対応することも指導しています。

宮崎議員は、上司に時間外勤務申請を出さなくても、すべての残業に時間外勤務手当が支給されるべきとの見解のようですが、以前にも申し上げましたが、職員が残業を行う場合、所属長への事前申請が原則となっており、所属長は申請内容と業務計画を確認し、残業が適正か否かを判断することが前提となっています。ただし、急を要する場合等においては、事後申請・事後承諾も認めることとしています。上司が適正と認めれば時間外勤務手当の支給は行います。認められなければその職員は定時に退勤することになります。そうすればワークライフバランスが実現できることになります。5 時 15 分になりました。皆さん、退勤の時間ですと私や所属長が職員への退勤を促すこともワークライフバランスの推進に繋がることになるかもしれません。

ただ、一部の職員に聞いたところ、そんな落ち着かないことはしてほしくない。終業時間が過ぎても、しばらく席で後片付けをする余裕の時間があつた方が良いという返事が返ってきました。

元日に起こった能登半島地震の後、現在も少ない職員の川北町役場からも奥能登の被災地に職員を派遣しております。

もちろん、時間外勤務手当は支給しています。職員は本当によくやってくれています。職員面談の際に、被災地での業務対応は大変だろうと聞くと、いつも働いている川北町以外の市や町での現場での仕事は、本当に良い経験、大変勉強になりますと言ってくれました。早朝から奥能登まで車を走らせ、夜に戻る。かなり精神的にも辛い仕事だろうと思います。職員からそのような言葉を聞くと感動します。頭が下がります。繰り返しになりますが、所属長や私に苦情を言うことができず、宮崎議員になら打ち明けられるという職員がいるのかもしれませんが。ただ、それでは私も所属長も動きがとれませんし、そういう現状があれば、直ちに対応したいと考えています。ぜひ、宮崎議員からそのような職員に対して、私や所属長に現状を打ち明けるよう伝えていただけたら幸いに存じます。

結論を言いますと、現状においては、長時間残業をさせられて苦しんでいる職員は見当たらず、勤怠管理に問題はないと認識しており、今後も、仲良く、明るく、協調性を持った職場を目指して頑張りたいと思います。

◇5 番 宮崎 稔

議長、5 番。

◇議長 西田時雄

5 番 宮崎 稔君。

◇5 番 宮崎 稔

はい、議長。

再質問をいたします。最初、副町長は職員と面談をしてこういう苦情がないという風に言われました。冒頭申し上げた事例については私は副町長に申し上げております。まっとうな組織であればそれがトップに上がって、実態解明を行い、それが氷山の一角でないかということで全部把握したうえで適切な処置を行い、そして、改善策をとるというのが普通の組織であると思います。しかし、そういうことがまったく行なわれてこなかったという事実があります。

そして、2 つ目ですけど時間外勤務する時は事前申請が必要でそれをしないものについては手当を支給しないというのが原則だとおっしゃってございましたけど、それでは本当にサービス残業がなくなるのですか、サービス残業を本当に辞めなくていけないという気持ちがあるんでしょうか、サービス残業というのは主に職員が自主的にやってしまうのがサービス残業であってそれは業務の多さからです。ただ帰れといわれても職員は困るわけです。今日の仕事を明日に伸ばして明日の仕事がまた伸びてどんどん仕事が増えてくる。それくらい業務が多い。そういう職員にとってはやらざるえない、帰れと言われてもそういうような職員に対しても手当払わない。わかっていながら払わないのですか。こういう組織でいいんですか。

〔「組織でなく個別対応でいいのではないですか」の声あり〕

◇5 番 宮崎 稔

私はだからそれができる仕組みを変えるべきだと思う。

〔「個別対応で解決できるのではないですか」の声あり〕

◇5 番 宮崎 稔

個別対応ではなくって、個別対応というのは、対処療法です。私がいっているのは恒久的な対策。それをやるべきだと訴えているわけです。その上で重要なのが私が最後に言いました意識を変えるということです。意識を変えるには、町長ご自身の本当の意味での改革というのは、組織トップの意識や考え方を変えることだと私は思っております。役場内ではこんなにブラックな事例があります。町長はどこまでご存じだったのでしょうか。世の中ではずっと前からブラックな組織の解消に動いています。この流れを町長はどのようにご覧になっていたのでしょうか。この改革は、町長の意識の改革なしには進まないと思っております。町長のご自身の意識改革についてのお考えをお伺いしたいと思っております。私が最後の質問を町長に答弁をお願い致しましたが町長に答弁いただけませんでした。副町長が町長の考えを代弁されたかと思いますが、是非町長ご自身の言葉でお答えいただきたいというふうに思っております。

◇議長 西田時雄

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

今ほど宮崎議員が私にその実情を話したというふうに言われました。

それは、たしか、4、5年前私が副町長になったまもなくそんな話をもってこられたことがございました。私が就任してからは職員面談、年3回やってですね、いろいろな悩みを聞きまして問題があれば上司又は所属長に注意をしたり、あるいはうまくいかなければ人事異動をしまして、今日に及んでいるわけです。現在、職員はそういった苦情、悩みをほとんど聞かれないわけです。だから改善しているという言い方が正しいかもしれません。

就業時間から退勤時間まで全部残業ということにはならない。あくまでも仕事の計画に応じた仕事を残ってしないと間に合わないなど実情があれば所属長に言ってですね、時間外勤務にすればいい、先程も言いましたけど少し後片付けとかですぐに帰らないほうがいいという職員もいるということです。これはある程度余裕の持った働き方でいいのではと思います。決してその職員に現在問題あると私は認識しておりません。たしかに就任直後はあったかと思えます。今、改善されたと言えると思えます。以上です。

◇議長 西田時雄

8 番 山村秀俊君。

◇8 番 山村秀俊

はい、議長。

6月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので2点について、分割質問方式によりお尋ねします。

最初に、水道施設の整備計画・管路の分担金等について2点お尋ねします。

1点目は、水道施設ですが、現在、古い順に、上先出、藤蔵、舟場島、下先出地区の順になりますが、来年度以降の更新対象地区についてお聞かせ下さい。

また、水道施設の整備の際は、現在の場所での整備ですか。それとも、新たな場所での整備になりますか。お聞かせ下さい。

2点目は、水道施設の更新の際は、管路の更新・耐震化も実施予定ですか。

また、管路の更新の際、管路部分の地区分担金の有無についてもお聞かせ下さい。

以上の2点は、先の能登半島地震の発生により、断水が長期化し、5か月を経過した今も尚、全面復旧に至らず、不自由な生活を強いられている状況であり、今更なगराですが、ライフラインの大切さを強く感じています。

また、今後負担すべき地区分担金についてですが、特に、規模の小さい地区にとっては、施設の分担金だけでなく、管路の分担金をも負担となると、大変な負担になりかねません。

そこで、お尋ねします。

繰り返しになりますが、冒頭の2点、施設の整備計画・分担金等について、町当局の考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。

町内の水道施設や管路整備の事例と致しましては、令和5年度に木呂場地区の整備が完了したところであり、その経過を申し上げますと10年ほど前より木呂場地区からの要望を受け、水道施設や管路の老朽化が著しいことから、その耐震化工事、そして分担金の検討、協議を重ね、地区内の合意形成を経て、令和2年度、3年度で水道施設を整備しました。

その際、木呂場地区と木呂場新町地区を合わせた規模としたことから、新たな場所に水道施設を設置しております。

また、管路設備などについても令和4年度、5年度で布設整備を実施しております。

そして、その整備費用の分担金については、木呂場及び木呂場新町地区から総事業費の10%を負担いただいております。

お尋ねの町水道施設及び管路の更新や耐震化の整備対象地区については、希望されている地区と町との間で、専門家の見解を踏まえ、施設や管路の耐震化等の調査を実施し、分担金などの検討と協議を経て、最終的に地区の合意形成により整備を進めるものとなりますが、各地域により実情が異なることもあり、現在のところ順番を決めて整備を進める予定はありません。

ご承知のとおり、簡易水道事業は、水道施設や管路等の整備に莫大な費用を伴い、農業集落排水事業とは異なり、国・県等からの補助金がないのが現状です。

以上のことから、整備費用に伴う地区分担金については、簡易水道事業等分担金徴収

条例では、状況を勘案して定めるとしている所であり、各地区からも相応のご負担をいただきたいと考えております。

いずれに致しましても、従来より、水道施設や管路に不具合が生じた際には、速やかに復旧工事を行ない、町民の生活に支障をきたすことのないよう万全を期しております。

そして、水道整備については、現状の施設や管路の状態を見極めた、慎重な対応が求められていると考えていますので、今後とも、町内各地区との連携を密にして、町民の皆さまへ安全な水道水を安定して供給できるよう、取り組んでいくことを申し上げ、答弁と致します。

◇8 番 山村秀俊
議長、8 番。

◇議長 西田時雄
8 番 山村秀俊君。

◇8 番 山村秀俊
はい、議長。

2 点目は、グラウンドゴルフ場の拡張について、お尋ねします。

簡易グラウンドにありますテニスコート場は、昭和 63 年に新設されて以降、35 年以上が経過し、近年では、利用者そのものが、非常に少ないようです。

それに比べて、隣接するグラウンドゴルフ場では、毎日、シニア世代の方々を中心に、たくさんの人達が練習するだけでなく、憩いの場としても利用され、フレイル予防・健康寿命の延伸にも、大いに貢献している

と考えます。

そこで、公共施設の有効活用の観点から、テニスコート場を撤収して、グラウンドゴルフ場に再整備してはどうか。

それとも、今後もテニスコート場として維持していくのか。

または、何か用途変更の予定があるのか。
そこでお尋ねします。

グラウンドゴルフ場の拡張について、町当局の考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄
土木課長 川北征章君。

◇土木課長 川北征章
はい、議長。

お答えをいたします。

コミュニティー&スポーツ公園のテニスコートにつきましては、旧通産省の産業再配置促進費補助金を活用して整備したもので、35 年が経過致しております。そして、施設の劣化が著しい状況でもあります。

テニスコートの利用状況につきましては、平日の利用はほとんどなく、休日の個々の利用もわずかで、年間に致しますと 30 日程度であります。

以前から利用者が少ないと言う声も聴いておりますし、これまでの状況等も併せ、施設の必要性や有効性について現在、検討を進めている所であります。

また、周辺施設との調和も図りながら、地域住民のコミュニティーの場として、多くの方が利用できる施設を整備できるよう、芝生広場への改修も含め、多様な利用に向けて熟慮を重ね、しかるべき整備について

検討して参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 西田時雄

3 番、中村勝巳君。

◇3 番 中村勝巳

はい、議長。

おはようございます。

昨年の 6 月議会定例会より本議会定例会を経験しましたのでちょうど 1 年目になります。本当に 1 年間は短いものだと感じております。その間色々な議会及び議員活動により多くのことを学ばせていただきました。これからいろいろな新しいことを学んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問の機会を頂きましたので、2 点について分割質問方式によりお尋ね致します。

1 点目は、少子化対策の拡充についてであります。

厚生労働省がこの 6 月に 2023 年度の合計特殊出生率を公表され、全国の出生率は 1.20 人で出生数は約 72.7 万人と前年を下まわりいずれも過去最低の数値となっています。出生率は、女性一人当たりの出生数の割合を示すもので、日本の少子化問題を理解する上で重要な指標となります。

また、今年 4 月下旬に民間有識者らでつくる人口戦略会議が公表した報告書では、2050 年迄の 30 年間に於いて、若年女性の減少率より定義される自立持続可能性自治体に川北町だけが北陸 3 県で唯一位置付けられました。しかし、当町の 5 歳児未満の出生数を見る限り年々減り続けており、こ

の自立持続可能性自治体の定義がにわか信じられない状況でもあります。このような状況から見ても少子化対策が日本では最重要で喫緊の課題となっています。

当川北町においても御多分に漏れず、今年度 3 小学校の新入生合計が 61 人と少なくなり、更に 5 歳児未満の児童数も年々減少傾向ととなっています。

現在の社会動向を鑑みると、少子高齢化が進み社会保障費の高騰や労働力不足、国際的政情不安や円安による物価高騰が若者世代の少子化に影響を与えていると思います。主な要因として、核家族化による住宅ローンや教育費にかかる経済的負担、教育と高キャリアの重視、ライフスタイルの変化、結婚感の変化等々、子供を産み育てたいと思えない社会環境化にあり、特に若者世帯の経済的負担が大きいものと考えています。

当町の少子化の課題を解決するために、第一に若者世代の方を如何に川北町に定住・移住していただけるかという町の営業戦略が重要と考えています。

特に町外及び県外の女性の方が川北町に住みたいという魅力的施策の情報発信が必要となります。その次に安心して子どもを産み育てられる子育て支援策の充実強化が必要となります。川北町が従来から推進している多様で豊富な支援策の拡充や新企画の立案実行が必須ではないかと思ひます。

県内各市町とも少子化対策は非常に手厚く実施しており、若者世代を呼び込むための選択肢比較は難しい時代に入っているのではないかと思ひます。川北町では、安価な土地価格と子育てしやすい環境を最前面

に出し、従来の子育て支援施策の更なる充実と住宅取得奨励金の拡充等、総合的な営業アプローチと中期的な視点で取り組むことが重要と考えますが、町長のお考えを伺います。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、お答え致します。

まず、日本全国で昨年1年間に生まれた子どもの数ですが、72万7277人で前年度対比で4万3482人、率にして5.6%減少であります。

出生数が減少するのは8年連続で、統計開始以来、過去最少となっているのが現状であります。

同じくこちらの方が大事だと思いますけど、結婚の件数も減っており、昨年1年間の結婚の件数ですが、47万4717組と前年度対比で3万213組、率にして6.0%減少しており、厚生労働省によりますと、戦後、最も少なくなっております。このことから、全国的に少子化が加速している深刻さが窺える状況です。

次に、町の状況を申し上げますと、令和5年度に生まれた子どもの数は37人で、3年ぶりの減少であり、前年度対比7人減少致しております。

国の推計では、2050年には、日本の総人口が、現在より約3300万人少ない9515万人となり、他に類を見ない、極めて急激な人口減少を迎えている中、少子化対策は、

国全体で考えなければいけない大変な問題となっております。

そのため、国では、若年人口が急激に減少する2030年までが少子化傾向を反転させるラストチャンスと位置づけ、異次元の少子化対策に取り組もうとしている訳でもあります。大いに注目を致しております。

このような中ですが、町では、高校生までの医療費の無償化、不妊症及び不育症治療費の助成、出産祝金の支給、婚活イベント支援事業、結婚新生活支援事業など、これまでも様々な施策を展開しております。直近では、昨年2学期から小中学校の給食費無償化にも取り組んでおります。

また、もう親御さん達の中では、当たり前になっているかもしれませんが、保育所の完全米飯給食は、親御さん達の負担を軽減させる町独自の立派な少子化対策の一つでもあります。

この他、子育て世帯に定住していただくため、今年度から、新たにリトミック教室を加えた“わくわくチャレンジ事業”を充実させることにより、保育の質を高め、魅力ある保育所とすることも一つだと考えております。

今年度、第3期川北町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育てなどに関するアンケート調査を実施する予定であり、その結果を踏まえ、現在の子育て世帯が日頃、どう感じ、何を望んでいるのかなどを把握し新たな施策の立案に繋げて参りたいと考えております。

日本全体が人口減少を迎える中、地域間での奪い合いだけではなく、地域の強みを活かし、地に足をつけた取り組みが必要である

と考えてもおります。何分にも限られた財源の中で、対策を講じなければならず、全国的に少子化が止まらない極めて厳しい状況ではありますが、引き続き少子化対策の充実に努めて参りますことを申し上げます。

◇3 番 中村勝巳

議長、3 番。

◇議長 西田時雄

3 番 中村勝巳君。

◇3 番 中村勝巳

はい、議長。

少子化は将来の社会構造に非常に影響を与えますので引き続きよろしく願いいたします。

それでは、2 点目、オーガニック給食有機の導入についてであります。

2023 年 6 月東京で全国オーガニックの給食協議会の設立総会が開かれました。設立趣旨は、有機農産物を使った学校給食の拡大を目指して、全国の市町 32 の自治体、24 の J A ・農業関係団体、市民団体等の多くが集い、成長期の子どもたちに「食による安全安心で健康をサポートする理想的な給食」を推進すること目的とした組織であります。

また、石川県も 2023 年 3 月に制定された「第 4 次いしかわ食育推進計画」に基づき、次の 3 つの目的を掲げてオーガニック給食の食育推進に取り組んでいます。

1 つ目は、未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育むため、農薬や化学肥料を使用せずに栽培された食材を子ど

もたちに安全で健康的な食事を提供すること。

2 つ目は、地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図るため、地域の農家や生産者の収入が増加し、地産地消を促進すること。

3 つ目は、県民一人一人が、健全な食生活を実践する力を身に付けることを目指しているものです。

さらに、今年 5 月に、白山市においても白山環境給食まちづくり協議会が結成され、農薬や化学肥料を使わない有機米を白山市の学校給食に提供する仕組みを作り、環境に優しい稲作体験などの食育事業を進めるものであります。今年度は市内の 3 小学校をモデル校として実施し、収穫された米を年に 4 回給食で提供する予定であるそうです。オーガニック給食の導入には多くのメリットがありますが、デメリットも考慮する必要があります。まず栽培コストです。無農薬栽培で育てるため、手作業が多く、害虫のリスクを減らすために人員稼働増によるコストも高くなります。収穫量に関しては、オーガニック食材は流通量が少なく、普通の食品に比べて入手できる量が少ないことでもあります。しかし、現在オーガニック給食への機運が全国的に非常に盛り上がって来ている状況でもあります。

現在、川北町においては無農薬米を栽培している農家が 1 戸ありますが、手作業が多く人員を増やすとコスト高になるとの情報いただいています。個人農家だけで実現していくには限界がありますが、行政、J A、関係団体、地域議員がタッグを組み未来を担う子ども達の健全な身体を培い、

豊かな心を育むためには、持続可能な農法でオーガニック栽培を行い、また土壌を修復と生態系の多様性をサポートすることで、環境に優しい農法にもなります。

子ども達がオーガニック給食を食育する町ということで、子育て世代の女性の方には魅力的な食育支援策となるものと捉えています。

農業振興の川北町であり、ミニモデル版として行政が先導されてはどうかと考えますが、町当局の考えを伺います。

◇議長 西田時雄

教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。

令和3年9月議会で学校給食の現状について答弁しましたが、本町学校給食では、調理設備の整備や安全管理、学校給食の充実に重点を置くとともに、ご飯に地元産コシヒカリの一等米を使用するなど、食の安全・安心、そして美味しい給食を子どもたちに提供できるような取り組みに重点的に力を注いでいます。

今回、議員がおっしゃいます有機農産物を使用した学校給食の提供については、町教育委員会として、食育の観点からもその必要性を感じています。

そして、昨年ですが、本町小中学校の給食では、文科省が定める学校給食週間1月24日～1月30日に併せまして1週間、町内農業者が栽培した特別栽培米を提供しております。子供達には、地産地消と併せて安

全・安心な食糧の大切さを学んだことや、将来地元で農業に従事するきっかけにも繋がるのではないかと感じています。

ご承知のとおり、昨年2学期からは学校給食費を無償化し、今年度から、公会計化、給食食材費を町費で対応しております。依然として物価高騰の影響により、野菜等の価格の高騰も懸念している中ではございますが、可能な範囲で、今後も地元で収穫された旬の食材を取り入れる工夫をしながら、町の農業振興施策と連携した中で、将来的には、学校給食の食材として有機農産物も取り入れることを検討して参りますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議長 西田時雄

4番 山田勝裕君。

◇4番 山田勝裕

はい、議長。

私の方からは、分割質問方式により、2点伺いたいと思います。

1点目は、町総合体育館の冷房化の検討をであります。

6月を迎え、いよいよ夏の到来の季節になってきました。昨年の猛暑は様々な社会生活へも影響を及ぼしたことは記憶に新しいところであり、特に熱中症対策が中心となっていました。そのことは多くのスポーツ活動の制限につながり、大会や練習活動の中止を余儀なくされた状況が続きました。

そして、今年も6月からの3ヵ月天気予報では、昨年同様、平年を上回る気温の上昇が見込まれると報道されています。

また、昨年、コロナ禍が一段落し、日常

生活が戻りつつあったところに、今度は元旦の能登半島地震に見舞われ、能登地域では学校の体育館をはじめ、公共の体育館が避難所となっていますし、県のスポーツセンターなども今も能登地区の方々が避難生活を送っています。県の体育館や能登地区の体育館が使用できないことから、様々なスポーツ大会がこちらの方加賀地区に集約されるような状況となってきています。猛暑に向けて、今や、体育施設の冷房化が推進されてきています。

お隣の市では、旧3町の主な体育館に令和3年より順次、冷暖房施設が導入されています。使用にあたってはそれなりの自己負担、聞きましたら1時間に7千円程度と高額ではありますが負担をしなければならない状況がありますが、ひとつの体育館では年間に70回程度の利用があったとのことでした。

また、文科省の方針でも学校体育館へも遮熱性を高める改修のもとエアコン導入の環境改善に取り組むとの方針が出されています。そこで、町総合体育館の冷房化もそろそろ検討する時期が来ていると思います。どのようにお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄

◇町長 前 哲雄

はい。議長。

それではお答え致します。

議員のご質問の中にもありました元日の能登半島地震の影響によりまして、これま

で利用していた他市町の体育館が避難所として使用されたため、2月には、県小学生ドッジボール大会、そして、先月末には、県高校総合体育大会バレーボール競技が本町総合体育館での開催となりました。

近年、夏に異常な猛暑が続き、町が管理する体育施設の冷房など空調設備の必要性が高まっていることは充分承知致しております。これまでも近隣自治体の整備状況を確認しながら検討している所でもございます。

現在、熱中症予防対策として、学校体育館を含む全ての体育施設にその対策として、温湿度計を設置し、注意喚起を行いながら活動の判断をしております。

昨年は、7月・8月の熱中症アラート発生回数が36回を数え、学校ではプールの開放、部活動の中止の対応を取らざるを得ない状況もございました。また、全校集会もオンライン開催となるなど、本来の学校生活の中止や変更を余儀なくされております。このような状況から、総合体育館の他、未整備の施設につきましても、計画的に取り組んで参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇4番 山田勝裕

議長、4番。

◇議長 西田時雄

4番 山田勝裕君。

◇4番 山田勝裕

はい、議長。

ありがとうございました。なにぶん体育館の冷房ですから経費もかかることです。ただ必ず必要となってくる状況が生まれ

と思いますのでよろしく検討をお願いしたいと思います。

2 点目は、百寿会館の活用推進についてでございます。

百寿会館は、町の貴重な福祉施設として、主に高齢者の温泉入浴を中心に利用されている状況があります。また、百寿会館の正面には中部学習等供用施設の看板が掲げられているように、高齢者福祉のみならず、ヨガ教室などもありまして、町民の様々な活動の場所としても提供されています。

しかし、どうしても「百寿」の名称から高齢者向け施設の趣が強く感じられ、職員が2名常駐する施設として、もっと町民全体への活用の仕方があるように思っています。

例えば、現在、町民の趣味作品の展示場所として、文化センターの玄関や教育委員会側の廊下に作品が展示されていますが、その場所も悪いといいませんけど、もう少し展示会場として広さのある百寿会館を利用することも考えられるのではないのでしょうか。

また、中高生の自習スペースがこれまでサンアリーナの会議室を利用していることがありましたが、それも温かみのある百寿会館を利用する手もあるでしょう。さらには、学校教育関係でいいますと教室に入れない子供たちの学習場所確保として教育委員会すぐ横の百寿会館に設置することも考えられるのではないのでしょうか。

さらには、昭和9年の手取川大水害の歴史展示場として記録を常設するコーナーがあってもいいのではないのでしょうか。

百寿会館という名称にこだわっているわ

けではないでしょうが、例えば川北ふるさと交流館というような名称を加えて、各課横断的に活用を推進してはと思いますが、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

◇議長 西田時雄

住民課長 國雲正樹君。

◇住民課長 國雲正樹

はい、議長。

お答え致します。

百寿会館は、1 階部分が老人福祉センター百寿会館、2 階部分が中部地区学習等供用施設百寿会館となっている複合施設で昭和56年11月に防衛省の補助を受け、整備しております。

令和5年度の施設の利用状況を申し上げますと、開館日数が295日で1階の温泉につきましては、利用者数が12,932人、1日平均で約44人と多くの方に利用されております。

2 階部分につきましては、ヨガ教室、エコクラフト教室、太極拳教室、さらには青少年講座などにも利用されております。また、囲碁クラブや更生保護女性会などの各種団体にも利用されており、利用者数は1,155人であります。

百寿会館の活用推進についてのお尋ねですが、議員が提案する学習スペースについては、現在、サンアリーナ川北1階のミーティングルームで開設しておりますが、利用時間は午前10時から午後7時で土日の利用も可能としていることなどから、百寿会館の開館時間などを鑑みますと対応が難しいのが現状であります。

また、教室へ入れない子ども達の学習場所を確保する点につきましては、東部・西部地区学習等供用施設や武道館 1 階研修室など、学校との距離が程良く、教員も対応しやすいことから百寿会館の利用は考えておりません。

今年で 90 周年を迎える手取川大洪水のパネル展などの開設につきましては、実施の方向で検討したいと考えております。

また、名称を加えるなどにつきましては、開館以来、約 40 年もの間、百寿会館という名称が慣れ親しまれていることから現在のところ考えておりませんが、議員ご指摘のとおり、各課横断的に活用を推進するなど、柔軟な発想で活用方法を見直す時期に来ているのではないかと考えております。

せっかくの施設でありますので、今後とも、町民の皆様が利用しやすく、多くの方に活用される施設となるよう管理・運営していくことを申し上げ答弁いたします。

◇議長 西田時雄

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 西田時雄

日程第 2、承認第 3 号から承認第 6 号及び議案第 27 号から議案第 32 号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より先に付託されました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 西田時雄

総務産業常任委員長、窪田 博君。

◇総務産業常任委員長 窪田 博

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

承認第 3 号、川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、承認第 5 号、令和 5 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについてのうち、その所管に属する関係部分、承認第 6 号、令和 5 年度川北町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、議案第 27 号、令和 6 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第 28 号、令和 6 年度川北町簡易水道事業会計補正予算、議案第 29 号、川北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、議案第 30 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここに、ご報告いたします。

◇議長 西田時雄

教育民生常任委員長、山田勝裕君。

◇教育民生常任委員長 山田勝裕

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

承認第 4 号、川北町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、承認第 5 号、令和 5 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについてのうち、その所管に属する関係部分、議案第 27 号、令和 6 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第 31 号、川北町不妊症及び不育症治療費給与金支給条例の一部を改正する条例について、議案第 32 号、石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここに、ご報告いたします。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これで、常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから承認第 3 号から承認第 6 号及び議案第 27 号から議案第 32 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

承認第 3 号から承認第 6 号及び議案第 27 号から議案第 32 号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

従って、承認第 3 号から承認第 6 号及び議案第 27 号から議案第 32 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 西田時雄

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和 6 年第 2 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前 11 時 09 分)

